

議 事 録

会 議 名	平成24年度 第2回 特別職報酬等審議会		
日 時	平成25年1月24日(木) 午後1時30分から午後2時45分	開催形態	公開
場 所	町民センター講義室		
出 席 者	<p>委 員：島村繁会長、金井恵里可会長職務代理、平本正子委員、斉藤正信委員、岸本優委員、喜多村享委員、坂本満委員、谷村秀次委員、上田真稔委員、竹村真砂美委員</p> <p>事務局：柏総務部長、小島総務課長、中村副主幹、米山主査</p>		
議 題	<p>議題(1) 特別職の報酬等について</p> <p>議題(2) その他</p>		
決定事項	<p>議題(1) 町長及び副町長の給料月額について、改定の必要がない旨答申するものとする。</p> <p>議題(2) 特になし。</p>		
議 事	<p>(議題(1) 特別職の報酬等について)</p> <p>会 長：事務局より追加資料の説明をお願いしたい。</p> <p>【事務局より、「資料1」及び「資料2」をもとに類似団体(県内五市五町)の町長等の給料月額及び議長等の報酬月額と人口及び標準財政規模との相関関係等について説明。】</p> <p>会 長：前回会議では、他団体と比較し、際だって高水準、あるいは低水準ではなく、町長の職責等を考慮すると適正な水準である。社会状況に応じ、何らかの調整は必要だとしても大幅な改定は必要ないのではないかといった意見があった一方、厳しい財政状況の中、町長等においても引き下げが行われるべきといった意見があったが、以上について質問は。</p> <p>委 員：財政規模については、資料2で判断できるが、財政状況はどうか。8億円程度赤字であると聞いているので、他団体と比較して財政状況が逼迫しているのであれば、引き下げを行うべきではないか。</p> <p>事 務 局：8億円程度赤字であるとの意味は、概算要求段階で歳出の必要額に比</p>		

	<p>べ、歳入の乖離が8億円程度あったということであり、実際には査定段階で当該乖離を解消するため、予算自体が赤字になることはあり得ない。他団体でも要求段階では必ず乖離があり、同様の作業により予算編成を行っている。</p> <p>委員：人件費削減の検討もされるのか。</p> <p>事務局：人件費、事業費を含めての査定である。</p> <p>委員：財政状況を端的に知るためには、歳入不足を補うための地方交付税の額、赤字補填債の状況等が指標になると思う。他団体との比較を含め概要を示して欲しい。</p> <p>事務局：町は、平成24年度に交付団体となる前は、長年不交付団体であった。全国1,800あまりの団体のうち不交付団体は50団体程度であり、それを考慮すると他団体と比べて歳入不足というわけではない。来年度は、また不交付になることが予測される。</p> <p>収入不足により現在まで赤字補填債を受けていたことはあるが、現在では交付団体の発行は厳しい条件が課せられるようになっており、今後同公債を利用することは困難である。</p> <p>委員：町長等の給料月額は、毎年改定されるのか。また、最終改定期間は。</p> <p>事務局：毎年あるいは定期的に改定するわけではなく、改定が必要であると認めるときに本委員会に諮問を行っている。最終改定は、平成21年10月1日である。</p> <p>委員：平成21年度から町長給与の20%削減が行われているが、当時の審議会では、町長の自主的な給与カットについては、議論しないこととなった。</p> <p>会長：今回も、自主的な給与削減については、議論の対象とせず、本来の給料月額が適切なものであるかどうかを審議の対象とする。それを踏まえて事務局から改定案の説明をして欲しい。</p>
--	--

	<p>【事務局より、「資料3」により、改定案(1)「平成20年度答申の改定手法によるもの」及び改定案(2)「平成20年度以後の人事院勧告の率によるもの」について説明】</p> <p>委員：改定案(1)で示されたような手法は、平成20年当時議会の水準が相当程度低く、町長、副町長との差が大きかったため、説明のあったような理論付けで町長等の給料月額を下げたものである。また、町長の引き下げへの意向も強かったため、このような手法を用いた。</p> <p>今後、必ずこの手法により改定を行う意図は、審議会としては持っていなかった。</p> <p>会長：改定案のいずれも、町長の給料月額8,000円又は6,000円の減とわずかな改定になる。また、提出された資料などからも引き下げが本当に必要か、疑問である。</p> <p>委員：当時より、財政状況は悪化しているはずである。案に示された程度の引き下げでよいのか、疑問である。</p> <p>委員：財政状況を見ても、他団体と比較して著しく悪い状況であるとは認められず、それでも厳しい状況にあるのであれば、予算の使途などに問題があるのではないか、また、町長給与を完全になくしても財政の需給ギャップが埋まるわけではない。</p> <p>財政状況に鑑み、自らの給与カットを行うのは、自主的な判断に任せるべきであり、審議会では、本則上の額の妥当性を議論すべきである。</p> <p>会長：ここでは、削減措置ではなく、本来の給料月額の妥当性について議論して欲しい。</p> <p>事務局：今回提出した引き下げ案のほか、町長給与等については、類似団体と比較して低水準にあり、また、職務職責を考慮してもこれ以上の引き下げを要しないのではないか、また、社会情勢から実際の改定は困難としても議員報酬が相当程度低水準なので、審議会としては逆に引き上げを答申してもよいのではないか（追加諮問が必要）等の意見もあったので、それらも考慮していただきたい。</p> <p>委員：平成20年の時点でも多くの団体で、市町村長等の給与の削減措置が</p>
--	--

	<p>実施されている団体が多くあったが、削減措置を終了した団体はあるか。</p>
事務局	<p>把握している限りでは、県内市町村では削減措置を実施した団体は、いずれも現在まで継続している。</p>
委員	<p>町長給与の削減措置も 20%という高率で実施したことも考慮し、本来の給料月額については、最低でも現行の額とすべきである。また、議会関係の報酬については、著しく低水準と思われるので、本来であれば今後引き上げがされるべきではないか。</p>
委員	<p>給料月額は、町長の職責に見合ったものであるべき。先ほどから財政状況の悪化について言及されているが、民間であれば収支の悪化があれば、当該期において臨機の工夫をして乗り切るところであり、町長が自主的に 20%カットを行ったのがそれに当たるのではないか。829,000円という額は、職責を考慮すると適切であり、改定の必要はないと考える。</p>
委員	<p>現行でもまだ低いと思う。町長が自主的に削減をするとしても、本来は 829,000円に相当する職であるとの意思表示をすべきだと思う。</p>
委員	<p>財政状況に鑑みると、引き下げるべきである。町長が一番財政状況を把握しているはずで、現在の額が低いとは思えない。現行の額であれば、20%減額を継続するよう、答申で要望したい。</p>
委員	<p>客観的にいくらであれば適当であるという判断は、この場ではできない。提出資料での比較対象が適当であるか否かとの議論もあると思うが、比較した限りでは類似団体よりやや低い水準にあると認められるので、現行でよいと思う。削減措置については、町長の主義主張に任せるべきではないか。</p>
委員	<p>今回の改定案にあるような微減ではあまり意味がないと思う。職責を考慮しても現行が妥当である。</p>
会長	<p>今後の進め方はどうするか。</p>

	<p>事務局：会長と事務局で答申案を作成し、委員各位に送付し、意見、修正点をいただいたうえで、町長への答申としたい。</p> <p>委員：今回諮問がなかったが、議員報酬の水準が著しく低く、報酬だけでは生活にも事欠く状況に見受けられる。本来は議員活動、職責に見合ったものであるべきで、今後検討が必要である。</p> <p>委員：財政状況を考慮すると議員報酬を上げることは考えられない。</p> <p>委員：議員報酬の額は、大卒数年の勤労者の水準である。日々の時間をほとんど議員活動に費やす議員の対価としては疑問が残る。水準の問題ではなく、予算に対する報酬の総額が問題となるのであって、それを抑制するためには、定数を減らすしかないと思われる。</p> <p>会長：以上のような論点について検討する機会を作ることは可能か。</p> <p>事務局：機会については、検討する。議員報酬についていただいた意見については、答申書の内容に反映したい。</p> <p>(議題(2) その他) (特になし。)</p> <p>会長：私と事務局で答申案を調製し、委員各位に送付するので、ご覧いただきたい。これで、第2回特別職報酬等審議会を閉会とする。</p>
<p>資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (資料番号1) 県内5市5町各職における給料・報酬月額比較表 (対人口規模) ・ (資料番号2) 県内5市5町各職における給料・報酬月額比較表 (対標準財政規模) ・ (資料番号3) 町長等の給料月額改定案
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>出席委員全員により確認 (平成25年2月22日確定)</p>